

広島県告示第三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第一項の規定によつて、生活保護法による施術を担当する機関として、次のものを指定した。

令和六年一月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	施 術 所		種 業 務 類 の	指 定 年 月 日
	名 称	所 在 地		
清谷 僚	庄原整骨院	庄原市東本町一丁目一〇番五号	柔道整復	令和五年一月一日
藤本 正治	鍼灸院そら市分院	廿日市市宮内四丁目二二番一〇五号	はり・きゅう	令和五年一月一日
藤本 正治	接骨院はる市分院	廿日市市宮内四丁目二二番一〇五号	柔道整復	令和五年一月一日
植松 利文	鍼灸院そら市分院	廿日市市宮内四丁目二二番一〇五号	はり・きゅう	令和五年一月一日
遠藤 彰	鍼灸院そら市分院	廿日市市宮内四丁目二二番一〇五号	はり・きゅう	令和五年一月一日
影久 紗也加	きらめき整骨院	福山市多治米町四丁目一三番一〇五号	はり・きゅう	令和五年一月一日